

会津地域D X推進検討会設置要綱

(設 置)

第1条 会津地域における広域的なD Xの取組を推進するため、会津地域課題解決連携推進会議設置要綱3（3）に基づき、会津地域課題解決連携推進会議に「会津地域D X推進検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 会津地域D Xの広域ビジョンの策定・見直しに関すること。
- (2) 業務量調査等に基づく広域的な業務標準化・共同化に関すること。
- (3) その他広域的なD X推進に必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(開 催)

第4条 検討会は、会津地方振興局企画商工部長（以下「部長」という。）が招集する。この場合において、必要があると認めるときは、部長はオブザーバーの出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 検討会の庶務は、会津地方振興局復興支援・地域連携室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別途協議する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(別表)

市町村	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町のDX推進担当課長
県	会津地方振興局 企画商工部長
専門家	西会津町CDO、磐梯町CDO
地域おこし協力隊	デジタル技術活用型地域おこし協力隊